

平成 15 年 11 月 21 日

インサイダー取引規制に関する意見

株式会社東京証券取引所

代表取締役専務 吉野 貞雄

金融審議会第一部会における市場機能強化関連の論点のうち、インサイダー取引規制に関して、以下のとおり意見を申し上げます。

1. インサイダー取引規制については、昭和 63 年の法制化からこれまで数次にわたり法改正が行われておりますが、法制化から今日まで 14 年が経過し、社会・経済情勢は当時より著しく変化しており、個別列挙された重要事実の項目や軽微基準に、今日の実態にそぐわないのではないかとと思われるものも認められます。
2. また、現行のインサイダー取引規制は、法制化当時の形式犯の構成をほぼそのまま維持しておりますが、そのままでは規制目的を十分に達成できないため、判例上は実質的な解釈がなされております。これによって一定の成果が期待される反面、規制が不明確であり投資意欲を減退させるとして、一部規制される側からの批判が出ているのも事実かと思われます。
3. こうしたことから、インサイダー取引規制に関しまして、法改正も視野に入れて総合的な見直しを行うべく、金融審議会の今後の検討課題としていただきたいと考えております。

以上